

駐車場に両替機を

【内容】

市営駐車場（市民総合センター）の支払機について、両替機を置くか、1万・5千円札が使えないことを明記しておいてください。

【回答】

市民総合センターでは、精算機老朽化のため、昨年度新たに最新の機種を導入いたしました。防犯等を考え、高額紙幣で精算できない仕様となっています。

しかし、この度、ご指摘いただいとおり、利用者の皆様の不便に気付かず、高額紙幣が使えない旨を表示せずにいたことは事実であり、本当に申し訳なく思っております。ご指摘いただいた日に、その旨を機械に表示いたしました。

なお、両替機につきましては、勤務時間中（平日午前8時30分～午後5時15分）は、やすらぎ対策課及び保健福祉総務課で、平日午後5時15分～午後10時、土・日午前8時～午後10時には管理人室で両替させていただいております。

両替機の設置につきましては、両替の頻度、設置場所による防犯上の問題も考えられますので、現状の両替方法でご理解をお願いしたいと考えております。

（担当：保健福祉総務課）